

文化的施設整備事業

直接請求に基づく住民投票条例の制定及び請負契約議案の審議経過等

③ 住民投票条例の制定（直接請求）及び請負契約関係 [令和5年9月議会定例会関係]

① 直接請求に基づく住民投票条例の制定及び請負契約議案の審議経過等

(1) 直接請求

- ▶住民投票条例の制定を求める直接請求の流れ 1
- ▶住民投票条例制定（直接請求）の請求要旨 2

(2) 議案

- ▶施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例議案 5
- ▶議案に付すべき町長の意見書 9
- ▶請負契約議案（建築主体・機械設備）. 13

(3) 議案説明資料

- ▶施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例について . . . 15
- ▶意見書別紙 17

(4) 議会関係資料

- ▶条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について [議会告示] 30
- ▶住民投票条例制定の直接請求に係る請求代表者意見陳述（発言要旨）. 31
- ▶再議請求について（町長→議長宛て）. 33
- ▶住民投票条例制定議案の議決（再議）結果 [町告示] 34
- ▶町長に対する問責決議について（提案理由・問責決議文）. 35
- ▶請負契約議案／賛否討論（メモ）. 38

(5) 議会振り返り

- ▶審議経過等（まとめ）. 39

■R05.08.30 受理「四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例」の制定を求める直接請求の流れ（予定）

R05.09.22 文化的施設整備推進室

年 月 日	手続きの主な内容
？ [着手時期・準備期間等不明]	請求事前準備（条例案や請求要旨・署名簿様式等の作成、署名活動の準備など）
令和5年7月24日（月）	請求代表者証明書交付申請
28日（金）	請求代表者証明書交付
8月4日（金）	署名簿の提出
21日（月）	署名簿（署名者総数及び有効署名総数）審査結果の告示 ※受理から20日以内に審査 署名簿の縦覧決定の告示
[7日間]	署名簿の縦覧（異議申し立て）期間
29日（火）	署名簿の返付及び告示（異議申出なし → 署名の効力確定）
30日（水）	本請求の受理
）	議会の招集 ※本請求の受理から20日以内に招集 議案書や意見書の作成など ※議案書事前発送時までに作成
9月13日（水）	条例制定議案の上程（町長の意見書含む）及び提案理由の説明 意見陳述機会の付与の告示
15日（金）	請求代表者等による意見陳述 ※直接請求の要旨及び発言要旨 … 別紙参照 議案の審議・採決 → 議決
21日（木）	再議請求
9月22日（金）	再議 → 否決
▶住民投票条例議案が可決されていた場合は、その後の各種手続きを経た上で… ※基本は条例可決から6カ月以内を目安に実施	
11月26日（日）	県知事選挙の投開票に合わせて実施（予定） ※別選挙との同時選挙が困難な場合は、準備等に相当な期間と費用を要する



1 四万十条例制定請求の要旨

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求める事について住民の意思を問うための住民投票条例の制定を請求する。

本事業は2017年に文化的施設検討委員会を設置し、以後、基本構想策定、基本計画策定、基本設計完了、サービス計画策定、実施設計完了という過程を経て、2021年9月には継続費と実施設計委託料等の補正予算また2022年12月には過疎計画の変更議案、継続費の増額変更及び関連補正予算が議決されてきた。

この間町民に対しては、2020年1～2月に町内7会場での説明会の開催、3度の意見公募の実施、2022年11月には、資材高騰等を主因とする継続費の増額に関する地区別の説明会が開催されたことは承知している。

しかしながら、^{※1}2020年3月には文化的施設建設反対の「嘆願書」の提出、2021年^{※2}9月には^{※3}事業の中止を求める陳情書が提出された経緯がある。

さらに、2022年11月29日には約3,600筆に上る署名を連ねた本事業の一時休止を求める請願書が町長に、及び同年12月2日には町議会に提出されたものの、これに対する町長の対応には不満を感じるとともに、議会において「みなし不採択」とされ、請願者の強い思いが結果として不問に付されたことには今も遺憾の念を禁じ得ない。

一連の経過を振り返った時、特に基本計画が策定されてから基本設計に至るまでの間に本事業が住民に対して十分な説明がなされ、住民の意向を把握した上で進めてきたといえるのかを問うたときには強い不満の念がいまだに続いていると言わざるを得ない。

文化的施設を利用するのは我々住民であること、また、町の人口ビジョンでも想定されている将来人口の大幅な減少を考えたときに、本事業に係る施設規模の見直しを求める事について住民の意思を確認するために住民投票を実施することは必須の課題であると同時に、四万十町まちづくり基本条例の基本理念にも合致したものと考ええる。

以上の点に鑑み、四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求める事について住民の意思を問うための住民投票を実施するために四万十町住民投票条例の制定を請求する。

【町による確認】

※1：（誤）2020年3月⇒（正）2021年3月

※2：（誤）2021年9月⇒（正）2021年6月

※3：2021年6月に提出された陳情書は、「町議会」に対し事業の「見直し」を求めたものと認識しています。

詳しくは、次ページ以降をご覧ください。

直接請求／住民投票条例制定請求の要旨(抜粋)に関する補足説明

※提出者名の敬称略

しかしながら、^{※1}2020年3月には文化的施設建設反対の「嘆願書」の提出、2021年^{※2}9月には^{※3}事業の中止を求める陳情書が提出された経緯がある。^{※4}

さらに、2022年11月29日には約3,600筆に上る署名を連ねた本事業の一時休止を求める請願書が町長に、及び同年12月2日には町議会に提出されたものの、これに対する町長の対応には不満を感じるとともに、議会において「みなし不採択」とされ、請願者の強い思いが結果として不問に付されたことには今も遺憾の念を禁じ得ない。

※青字 = 主な関連項目 (上から順に時系列で整理)

▶ 2021年03月 … 基本設計完了

	提出先	提出時期	内 容	提 出 者	備 考
正	町 長	2021年03月	文化的施設建設反対の嘆願書	文化的施設建設反対運動実行委員会代表 ※代表者名は非公開	・署名764名 ※明らかな無効(重複等)を除くと751名 ・代表者名については本人から非公開の要望あり ・5/31文書回答及び6/4本庁舎での意見交換済、署名者等との意見交換は希望しない旨の回答あり
誤	〃	2020年03月	〃		

	提出先	提出時期	内 容	提 出 者	備 考
正	議 会	2021年06月	文化的施設整備推進事業計画の 見直し を求める陳情書	陳情者2名 ※氏名は個人情報につき非公開	・行政側への提出ではなく、議会に対する陳情 ・議会「教育民生常任委員会」では採択(3:1) ・議会「本会議」では賛成少数(6名)で不採択
誤	町 長	2021年09月	事業の 中止 を求める陳情書		

▶ 2021年09月 … 議会定例会において補正予算(継続費と実施設計委託料・用地購入費)が可決 → 11月～実施設計に着手

▶ 2022年10月 … 実施設計完了

	提出先	提出時期	内 容	提 出 者	備 考
	町 長	2022年11月	文化的施設整備事業の一時休止を求める請願書	四万十町の未来を 考える会 代表 濱崎 康子	【行政】 署名簿の提出者集計: 3,595筆 ※ただし、町外や県外の住所、氏名等の重複、同一筆跡、小中学生の氏名等が多数見受けられる 【議会】 関連補正予算の可決により、みなし不採択
	議 会	2022年12月			

▶ 2022年12月 … 議会定例会において補正予算(物価高騰等を踏まえた継続費の増額と関連予算)が可決

▶ 2023年03月 … 議会定例会において本体建築工事費等に係る令和5年度当初予算が可決

▶ 2023年07月 … 施設本体建築工事の入札公告 → 8/24入札 (9/13請負契約議案を議会定例会に提案)

文化的施設に関する「請願・陳情・嘆願・直接請求」等の動き（まとめ）

※提出者名の敬称略

※令和5年8月に提出された「文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例の制定を求める直接請求」の請求要旨に記載されていた嘆願・陳情・請願以外についても記載しています。

提出時期	提出先		内 容	提 出 者	備 考
	議会	行政			
2019年02月 (平成31年2月)	●		J R窪川駅前・町役場（西庁舎） 前の再開発を求める要望書	陳情者1名 ※氏名は個人情報につき非公開	不採択 （令和元年6月定例会） ※文化的施設の建設予定地関連
2021年03月 (令和3年3月)		●	文化的施設建設反対の嘆願書	文化的施設建設反対運動実行 委員会代表（非公開希望）	将来的な人口や高齢化等の見直し を踏まえた建設費や維持管理費等 の規模と建設の必要性、並びに建 設予定地等に関し、建設計画の中 止若しくは見直しを求めるもの
2021年06月 (令和3年6月)	●		文化的施設整備推進事業計画の見 直しを求める陳情書	陳情者2名 ※氏名は個人情報につき非公開	不採択 （令和3年6月定例会）
2022年06月 (令和4年6月)		●	文化施設の木造化を求める陳情書	協同組合 高幡木材センター 代表理事 伊藤 訓新	
〃	●		〃	〃	不採択 （令和4年9月定例会）
2022年11月 (令和4年11月)		●	文化的施設整備事業の一時休止を 求める請願書	四万十町の未来を考える会 代表 濱崎 康子	このまま事業を推進するべきとは 到底思えない。今後、町内の人口 減少が必至となることなどを踏ま え、規模及び維持管理費の在り方 について今一度立ち止まり、見直 しをする必要があるとして、事業 の一時休止を求めるもの
2022年12月 (令和4年12月)	●		〃	〃	みなし不採択 （令和4年12月定例会）
2023年08月 (令和5年8月)		●	地方自治法に基づく「文化的施設 整備事業に係る施設規模の見直し を求めることについて住民の意思 を問う住民投票条例」の制定を求 める直接請求	請求代表者5名 (濱崎康子、下元貴子、井上尚 光、下元昇、佐竹輝夫)	今回の直接請求 ※令和5年9月の議会定例会で住 民投票条例の制定議案を審議→ 再議の結果、否決（条例廃案）

議案第45号

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて
住民の意思を問う住民投票条例について

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民
の意思を問う住民投票条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて
住民の意思を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、四万十町文化的施設整備事業（以下「本事業」という。）に係る施設規模の見直しを求めることについて、町民の意思を明らかにし、町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 前条の目的を達成するため、本事業に係る施設規模の見直しを求めることに関し、町民の意思を明らかにするための町民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、町民の意思が正しく反映されるものでなければならない。従って、この条例の解釈及び運用は、町民の意思表示の自由を保障するとともに、町民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、四万十町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(投票日の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して90日を経過する日までの間において町長が定めるものとする。

2 町長は、投票日の10日前までに投票日を告示しなければならない。

(投票の資格者)

第5条 住民投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者

（2） 前条第2項の規定による告示の日の前日において、その者に係る本町の住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本町に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本町の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第7条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）まで引き続き本町に住所を有していない者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を有しない。

（投票の方法）

第6条 住民投票は、秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申し立てて代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は、規則で定める。

（投票所における投票）

第7条 投票人は、投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

（投票用紙の様式）

第8条 第6条第2項に規定する投票用紙は、別記様式のとおりとする。

2 第6条第5項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

（情報公開）

第9条 町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、町民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 町長は、前項に規定する情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない。

(住民投票運動)

第 10 条 住民投票に関する住民運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は町民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票の効力の決定)

第 11 条 投票の効力の決定にあたっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の施設規模の見直しを求めるの欄及び施設規模の見直しを求めないの欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の施設規模の見直しを求めるの欄及び施設規模の見直しを求めないの欄のいずれに記載したのかを判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(投票及び開票)

第 13 条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の規定により行われる本町の議会議員又は長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第 14 条 町長は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、町議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 15 条 町議会及び町長は、四万十町まちづくり基本条例（平成 22 年四万十町条例第 25 号）の理念に鑑み、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(規則への委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の翌日から起算して 90 日を経過した日に、その効力を失う。

別記様式（第8条関係）

裏

		○をつける欄 <small>らん</small>
施設規模の見直しを求めない	施設規模の見直しを求める	選 択 肢

<注意>

1 四万十町文化的施設整備事業について、あなたが良いと思う選択肢上の「○をつける欄」に○をつけてください。

2 ○のほかは、何も書かないでください。

表

令和 年 月 日執行

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを
求めることについて住民の意思を問う住民投票

印

備考

- 1 投票用紙の大きさは、縦 120 ミリメートル、横 78 ミリメートルとする。
- 2 用紙の色は白色とし、印刷の文字は黒字とする。
- 3 投票用紙に押印すべき印は、刷込印とする。

地方自治法第 74 条第 3 項の規定による「四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例（案）」に対する意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づき、「四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例（以下、「条例案」という。）」の制定を求める直接請求がありましたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり意見を申し述べます。

1 はじめに

今回の直接請求において論点とされている「施設規模」は、複合施設として整備を進めてきた文化的施設の根幹に関わる重要な部分です。この施設規模の見直しを求めるにあたって、具体的な方法や今の施設規模に代わる見直しの案が提示されないまま、「施設規模の見直し」という曖昧な表現で、住民投票を求めることに疑問を感じざるを得ません。

この事業は、平成 29 年度から検討が始まり、令和 3 年 3 月には基本設計が完了していますが、同月には「文化的施設建設反対の嘆願書」が提出され、昨年 11 月には「文化的施設整備事業の一時休止を求める請願書」が提出されています。一方で、施設に期待する意見も寄せられるなど、折に触れ様々な形で町民の皆様からご意見をいただけてきました。いただいたご意見は真摯に受け止め、その都度、提案に対する検討・精査や対話に努めるとともに、町民の皆様との情報共有も行ってきたところですが、文化的施設は、文化の振興やまちづくりの拠点として、この町の未来にとって欠かすことのできない施設であるとの確信を持って、整備を進めてきたところです。

今回、直接請求のあった施設規模の見直しを求める住民投票条例ですが、議会での議決を経て施設本体の入札が行われ、施設の愛称募集まで行われているこの状況下、このタイミングにおいて、条例が可決され住民投票が行われることとなれば、町政に大きな混乱を招く恐れがあります。さらに、見直しにあたっての具体的な方法や提案等が示されないまま施設規模を見直すとなれば、単に設計を変更するだけに留まらず、施設そのものの必要性や複合施設としての在り方など、基本構想の議論にまで立ち返らざるを得ません。つまり、それは規模の見直しではなく、多くの時間と労力や費用を投じ、様々な方々のご理解やご協力、議会の議決といった手順を踏まえながら進めてきたこの事業を、中止せざるを得ないものと考えています。また、そういった意味で今回の施設規模の見直しを求める住民投票は、投票の目的とされている「規模の見直しを求めることについて、町民の意思を明らかにする」ことではなく、実質的には「事業の中止を求める住民投票」に等しく、議員の皆様や町民の皆様に対し、その重大な選択が迫られているものと受け止めています。

本件に限らず、既に示されている計画等に対して疑義や異を唱えるのであれば、唱える側

が、それを裏付けるだけの明確な理由とその根拠、更にはそれに代わる提案や見直すための具体的な方法を示す義務と責任があるものと考えます。議員の皆様にはそれを踏まえた上で適切なご判断をお願いしたいと考えています。

2 施設規模に関する町の基本的な考え

それでは、まず条例制定請求の要旨の中で、論点とされております施設規模につきまして、これまでの経過とあわせて町の基本的な考えを申し上げます。

文化的施設は、旧法務局を改修した現図書館（本館）・美術館の老朽化や、美術品の収蔵環境の改善といった課題に対応するため、今から6年前の平成29年度から検討が始まったものです。検討にあたっては、当時の社会教育委員や図書館協議会・美術館運営審議会、文化財保護審議会といった関係機関等の代表者をはじめ、町内保育所・学校の保護者や関係者、さらには図書館等の利用者や有識者、公募委員ら計15名の外部委員で構成された「検討委員会」によって議論が重ねられ、その議論をもとに基本構想や基本計画を策定してきました。その中で、本施設を図書館・美術館・展示・コミュニティの4つの機能を備えた複合施設とすることや、必要な施設規模等についてお示ししてきたところです。

なお、その施設規模については、公益社団法人「日本図書館協会」が示したガイドラインに沿って、現在の人口規模ではなく、将来の人口動向を見据えた人口規模をもとに必要な面積を算出するなど、基本計画の検討段階から様々な基準や根拠をもとに協議を重ねてきました。あわせて、ユニバーサルデザインへの対応といった時代にあった公共施設の在り方や、現在の設計基準に照らし合わせた施設規模についても検討を行い、令和元年度に策定した基本計画において、現在の施設規模を想定面積としてお示ししたところです。

この想定面積をもとに、令和元年度には施設の設計に必要な予算を計上し、令和2年度末には基本設計が完成しています。さらに、令和3年度には本体建築工事費等も含めた事業費の総額（継続費予算）について議会の議決をいただいた上で実施設計に着手し、基本設計や実施設計それぞれの段階において、出来る限りの精査・縮小にも努めながら、必要最低限の施設規模として、令和4年10月に実施設計が完了したところです。

なお、議会において可決いただきました継続費予算につきましては、基本設計をお示した上で審議されたものであり、開館までの8年間に及ぶ総事業費はもとより、施設規模等も含めた議決だと認識しているところです。加えて、本町の最上位計画として位置付けられている総合振興計画におきましても、文化的施設の整備が明記されており、令和4年3月の議会定例会におきまして全会一致で可決されたほか、本事業の財源として過疎対策事業債を活用するため、過疎地域持続的発展計画に事業を追加することについて、同年12月の議会定例会におきまして、全会一致で可決いただくなど、関係する計画についてもその都度、議会の議決をいただきながら進めてきたところです。さらに、町民の皆様ともこれまで可能な限り情報の共有や意見公募、気運の醸成などにも努めてきました。

以上を踏まえた上での今回の直接請求ですが、冒頭でも申し上げたとおり、施設規模は複合施設として整備を進めてきた文化的施設の根幹に関わる重要な部分であり、その施設規模の見直しを求めることは、検討委員会による協議や各種計画に疑義を唱えると同時に、議会における議論や審議結果を否定することに等しいことだと考えます。繰り返しとなりますが、施設規模に対する根拠やこれまでの経過、議会での議決等を踏まえながらお示ししてきた現在の施設規模は、この施設が計画に示された目的を果たすために必要な最低限の規模であり、改めて見直しはできないものと考えています。

3 条例案に対する意見

次に、条例案について意見を申し上げます。

まず、条例案第1条では、この条例の目的として「施設規模の見直しを求めることについて、町民の意思を明らかにし、町政の民主的かつ健全な運営を図ること」とされていますが、ここで明らかにしておくべき重要なポイントとして、今回の直接請求の要旨でもある「施設規模の見直し」とは具体的に何を意味するのか、ということです。それが規模の縮小なのか拡大なのか、あるいは施設そのものを不要と考えるのか。仮に規模縮小が前提だとしても、何をどの程度縮小すべきなのか。それは図書館部分の縮小なのか、あるいは美術館機能そのものが不要と考えるのか。それに伴う事業費との連動性や整合性もなく、何について町民の意思を明らかにしようとしているのか不明確と言わざるを得ません。また、仮に規模を見直すとなった場合、どこまで議論を遡り、それを誰が、どのような手順で、どのような基準に基づき、どういった合意を得ながら見直すのか、といった具体的な方法や見直しに必要な期間も重要となってきます。このように見直すための具体的な方法や代替案等が全く示されていない中で「施設規模の見直し」を求める住民投票は、問われている内容が町民1人ひとりの解釈に委ねられることから、条例案で求められている「町民の意思を明らかにする」ことは出来ず、その結果がどうであれ、町政に大きな混乱を招く恐れがあります。

次に、条例案第2条第1項におきまして「施設規模の見直しを求めることに関し、町民の意思を明らかにするための町民による投票を行う」とされていますが、先ほどもご説明したとおり、規模の見直しといってもその捉え方や考え方は様々であり、投票の結果を「規模の見直し」という結論に集約すべきではなく、またその結果をもって町民の意思が明らかになったとは言い難いと考えます。賛否を問う住民投票条例であるならば、投票資格者である有権者がその判断に迷うことなく票を投じられるよう、また、その結果が解釈に迷うことなく正しく反映されるよう、判断基準などは明確であるべきと考えますし、その具体的な方法や代替案等が示されていない中で住民投票は実施すべきではないと考えます。

続いて、条例案第15条におきまして「町議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない」とされていますが、こちらも先ほどご説明したとおり、「施設規模の見直し」という結果だけでは、見直しにあたっての具体的な方法や、適当と考えられる施設規模等が不

明であり、どのように規模を見直せば第2条第2項で求められている「町民の意思が正しく反映」されたことになるのか判断がつかず、結果的に「投票の結果を尊重」することが出来ないものと考えます。

次に、住民投票の成立要件です。条例案第2条第2項では「町民の意思が正しく反映されるものでなければならない」とされ、第15条では「住民投票の結果を尊重しなければならない」とされています。議会における議決やこれまでの経過等を踏まえ、あえて投票結果を尊重しようとするのであれば、有効となる投票率に関する規定が必要であると考えますが、条例案にはその旨が規定されていません。具体的には、議会制民主主義を補完し、民意を確実に反映させるためには、最低でも過半数である50%を超える有効投票を、住民投票における成立要件として定めるべきであると考えます。

4 終わりに

最後に、財政負担に対する考えを申し上げます。平成29年度から検討が始まったこの事業には、これまで6年以上の歳月と2億円以上の経費が投じられていますが、事業の中止となれば、これまでに投じてきた多くの時間と労力や費用が無駄になるほか、新たに損害賠償といった経費が発生する可能性もあります。さらに、この事業の大きな財源として見込んでいた合併特例債の発行期限が間近に迫っている中で、事業の見直しを行うとなれば合併特例債の活用が見込めなくなり、これによって特に美術館部分に対する財源の確保が困難になることも考えられます。このため場合によっては、事業費そのものは今より圧縮できたとしても、有利な財源が活用できなくなることによって、町の実質的な負担は今以上となる恐れもあります。

地方自治の根幹は住民自治の実現であり、そのための仕組みとして議会や住民による直接請求といった制度がある中で、行政としては、今回の直接請求も含め、町民の皆様の声に耳を傾け、その意思を尊重していくことは重要だと考えています。しかしながら、条例案の論点が明確でない上に、これまで十分な時間をかけて議論を重ねながら、町民の代表である議会において予算等が審議・可決され、本体工事の入札まで進んだこのタイミングにおける住民投票は、やはり町政に大きな混乱を招くと同時に、様々な面において多大な損失に繋がりが兼ねないと考えます。以上のことから、改めて住民投票を実施することは意義を見出し難く、住民投票は実施すべきではないと考えます。

議員の皆様におかれましては、仮に「施設規模を見直すべき」となった場合の影響等をしっかりと見据えた上で、慎重な判断と責任のある選択をお願いし、直接請求に基づく住民投票条例の制定にあたっての意見とさせていただきます。

議案第48号

四万十町文化的施設新築工事（建築主体）請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月13日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 工 事 名 令和5年度 四万十町文化的施設新築工事（建築主体）
- 2 工 事 場 所 四万十町 茂串町 地内
- 3 契約の方法 一般競争入札による契約
- 4 契約金額 1,352,450,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(122,950,000円)
- 5 契約の相手方 大旺新洋・井原組・岡田建設特定建設工事共同企業体
代表者住所 高知市仁井田1625番地2
代表者氏名 大旺新洋株式会社 高知建築本店
執行役員本店長 中谷 雅明

議案第49号

四万十町文化的施設新築工事（機械設備）請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月13日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 工 事 名 令和5年度 四万十町文化的施設新築工事（機械設備）
- 2 工 事 場 所 四万十町 茂串町 地内
- 3 契約の方法 一般競争入札による契約
- 4 契約金額 162,800,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(14,800,000円)
- 5 契約の相手方 日化・横山特定建設工事共同企業体
代表者住所 四万十町本町9番5号
代表者氏名 株式会社 日化住宅機器
代表取締役 永井 資士

■議案第45号 四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求める ことについて住民の意思を問う住民投票条例について

【要旨】

直接請求は、間接民主制を補完する仕組みとして、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定・改廃や議会の解散等を請求することができる制度として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に規定されています。

本条例は、その制度により提出された請求を受理しましたので、同条第3項の規定により、意見を付けて付議するものです。

【経過について】

- 7月24日 条例制定請求代表者から町長へ代表者証明書の交付申請
- 7月28日 町長から条例制定請求代表者へ代表者証明書の交付
- 7月28日～8月3日 署名収集
- 8月4日 条例制定請求代表者から選挙管理委員会へ署名簿の提出
- 8月5日～8月21日 署名簿の審査
- 8月22日～8月28日 署名簿の縦覧
- 8月29日 署名の効力の確定、条例制定請求代表者へ署名簿の返付
- 8月30日 条例制定請求代表者から町長へ請求書の提出、同日受理

【条例で規定する主な内容】

1. 住民投票の期日

条例施行の日から起算して90日以内に行います。また、投票日の10日前までに告示をします。

2. 住民投票の資格者

投票日に年齢満18歳以上となる日本国民で、告示の日の前日において、住民票が作成された日から3月以上本町の住民基本台帳に記録されている者とします。

3. 住民投票の方法

投票用紙の「施設規模の見直しを求める」、「施設規模の見直しを求めない」の二つの選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載するものとします。また、心身の故障その他の事由により自ら記載することができない者は、代理投票を行います。

4. 投票及び開票の方法

公職選挙法（昭和25年法律第100号）等の規定により行われている本町の議会議員又は長の選挙と同様に行います。

【施行期日】

公布の日

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（条例の制定又は改廃の請求とその処置）

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4～9 （略）

直接請求に基づく「施設規模の見直しを求める住民投票条例の制定」参考資料

▶この資料は、直接請求に基づく「施設規模の見直しを求める住民投票条例」の制定にあたって、これまでの経過や町の考え方等をまとめたものです。

事業名： 文化的施設整備事業



地方自治法（抜粋）

第5章 直接請求

第1節 条例の制定及び監査の請求

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

5～9 [略]



令和5年9月
企画課／文化的施設整備推進室

施設

規模

の

見直し

とは？

規模拡大

例) 今の設計より増やすべき
(又は〇〇を追加すべき)

適正規模

判断基準となる施設規模 (基本計画を踏まえた延床面積)

規模縮小

例) 施設は必要だが、規模は縮小すべき

施設不要

例) 図書館や美術館は不要
(又は改築不要)

仮に規模縮小が前提だとしても…

【規模縮小の程度】

実施設計 1,996.71㎡

例1) 1,800㎡

例2) 1,200㎡

例3) 800㎡

現施設設計 615.61㎡

施設規模見直しにあたっての確認事項

- どこまでの議論に遡って、施設のどの部分を、誰が、何を基準(根拠)に、どの程度の規模へと見直すのか？ その具体的な方法やスケジュール、代替案はあるのか？
- 投票に「施設不要」や「規模拡大」を望む声が含まれる恐れはないか？ → 結果が正しく反映されるか？

▶ どの時点まで遡って見直すのか？

▶ 誰が・どのような手順やスケジュールで見直していくのか？

▶ 見直し後の施設規模の根拠や基準を示すことは可能か？

▶ どういった合意を得ながら見直していくのか？

【縮小部分の考え方】

例1

他	他
美	美
図	図

図書館(本棚)部分を減らし美術館やその他の部分は設計どおり

例2

他	他
美	他
図	図

美術館部分は不要で、図書館部分やその他の部分は設計どおり

例3

他	美
美	美
図	図

キッズ・お話しコーナーやティーンズコーナーは不要

例4

他	?
美	
図	

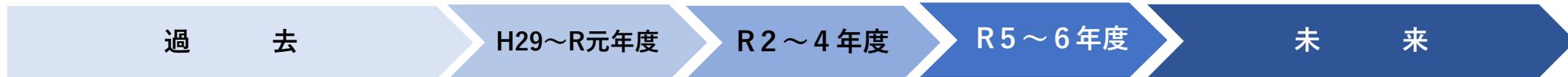
具体的にどの部分とは言えないが、全体的な規模は縮小すべき

- ▶ 住民投票条例(直接請求)の論点とされている施設規模は、議論を積み重ね、情報共有も図りながら「複合施設」として整備を進めてきた「文化的施設の根幹」に関わる重要な部分
- ▶ 実施設計で示している延床面積は「必要最低限」の施設規模であり、見直しはできない
- ▶ 施設規模の見直しを求めることは、単に施設規模だけの問題ではなく、検討委員会による協議や各種計画に疑義を唱えると同時に、議会における審議結果を否定することに等しい
- ▶ 条例案は、施設規模の「見直し」についての定義が曖昧 → 町民の意思を明らかにすることは出来ない → 結果的に「投票の結果を尊重」することが出来ない
- ▶ 規模見直しの具体的な方法や代替案等が全く示されていない中での投票は、町政に大きな混乱を招くと同時に、様々な面において多大な損失に繋がり兼ねない
- ▶ 住民投票条例が制定され、その結果として「施設規模を見直す」となれば、町(行政)としては、基本構想の議論にまで立ち返らざるを得ない
※これまでの経過や、見直すための具体的な方法や代替案等が示されていないといった状況等を踏まえると、これ以外に「選択の余地がない」との判断にならざるを得ない
- ▶ 結果として、町(行政)としては、この事業そのものを「中止」せざるを得なくなる



【結論】

住民の意思を尊重していくことは重要。とはいえ、上記に加えて、本体工事の入札まで進んだこのタイミングにおいて、住民投票を実施することは意義を見出し難く、住民投票は実施すべきではない

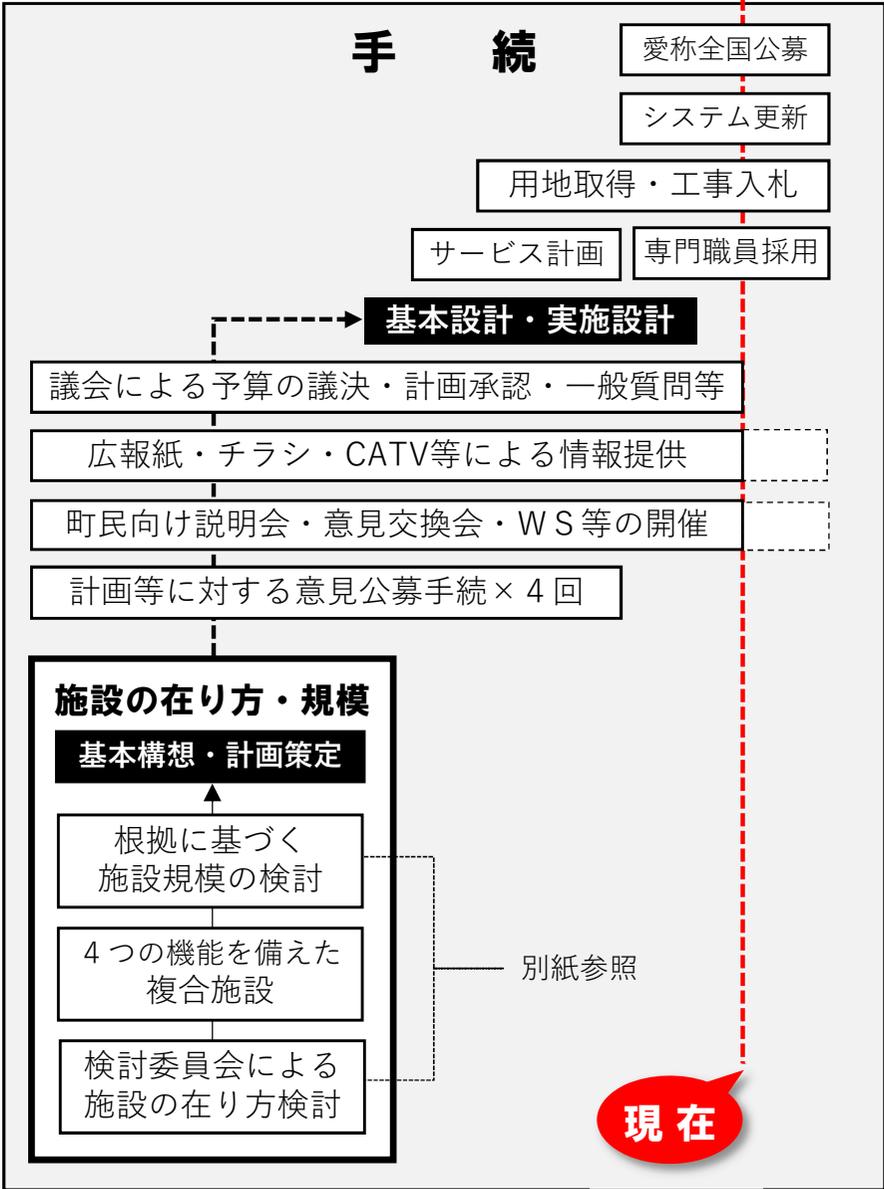


~~標準を上回る施設規模・華美な設備等~~

あるべき(目指すべき)姿

- 望ましい蔵書数の確保等による生涯学習の拠点
- 多様な町民活動や交流によるまちづくりの拠点
- 収蔵資料の適切な保存と活用による文化の継承
- 全ての人々が安心・安全で円滑に利用できる環境

||
必要な施設規模



現在

- ### 現施設が抱える課題
- 施設の老朽化
 - 狭小な施設と不十分なスペース
 - 適切な管理が困難な収蔵庫
 - ユニバーサルデザインへの対応

設置根拠： 四万十町文化的施設検討委員会設置要綱（平成29年教育長告示第3号）

設置期間： 平成29年9月～令和2年3月

所掌事務： ①文化的施設の有効な活用に関すること
②文化的施設の整備に関すること
③その他、必要と認めること

構成委員： 15名（16名以内で1名欠員）



基本構想・基本計画策定

- ↑
- ・4つの機能の複合施設
- ・根拠に基づく施設規模
- ↑
- ・施設の在り方等の検討
- ・現状や課題等の整理

関係機関等

社会教育委員

図書館協議会委員

美術館運営審議会委員

文化財保護審議会委員

文化協会会員

子育て・教育関係者

保育所保護者会
連合会会員

小中学校PTA
連絡協議会会員

保育所長

小中学校長

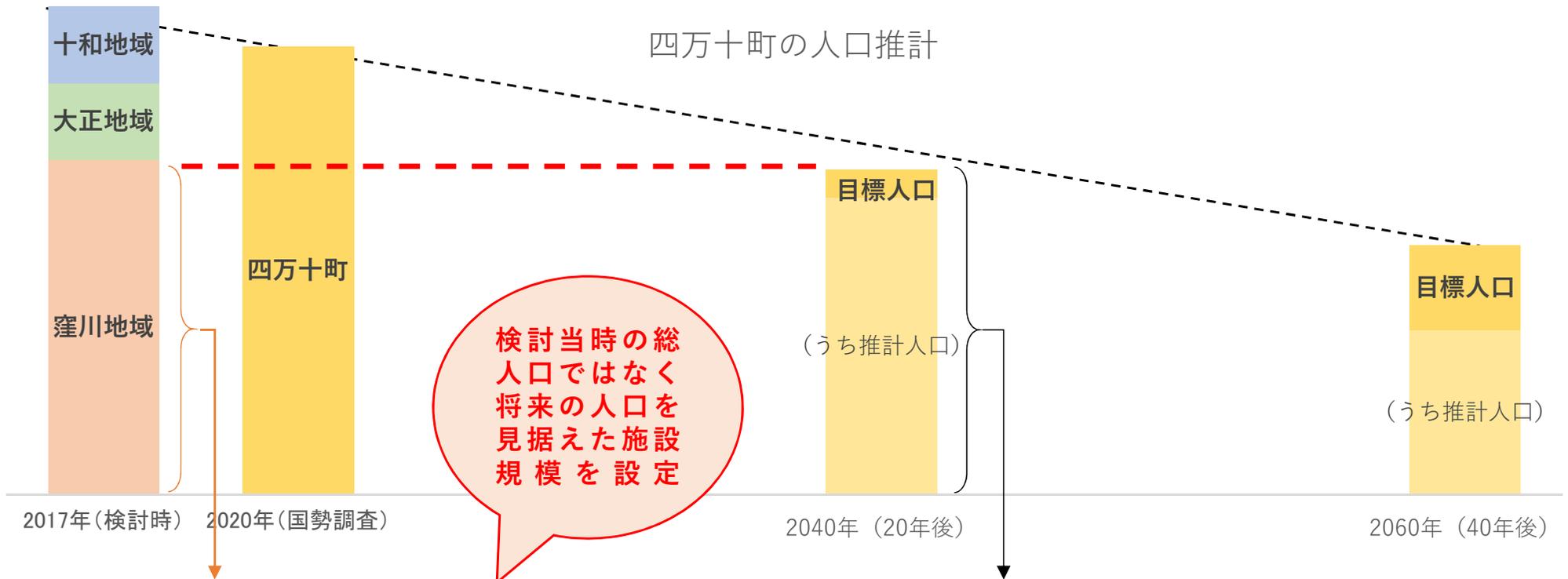
町内高等学校長

利用者・町民代表等

図書館・美術館利用者
(2名)

有識者

公募による者
(2名)



【根拠】施設規模の基準とした人口の考え方
= 当時の窪川地域の人口約**11,900人**

【検証】適正な施設規模を判断するための人口の考え方 (土地収用法手続)
= 「当時の町総人口」と「40年後の目標人口」の平均=**12,936人**
※概ね20年後の目標人口

【算式】人口規模に応じた図書館部分の規模 = 図書館法に基づき、文部科学省が図書館の設置及び運営上望ましい基準を策定。さらに…
公立図書館のあるべき姿等を定めたガイドラインに、人口に基づく数式が設定されている。
▶人口6,900人未満1,080㎡を最低とし、人口18,100人まで1人につき0.05㎡を加算
= 1,080㎡ + (11,900人 - 6,900人) × 0.05㎡ = 図書館部分 1,330㎡

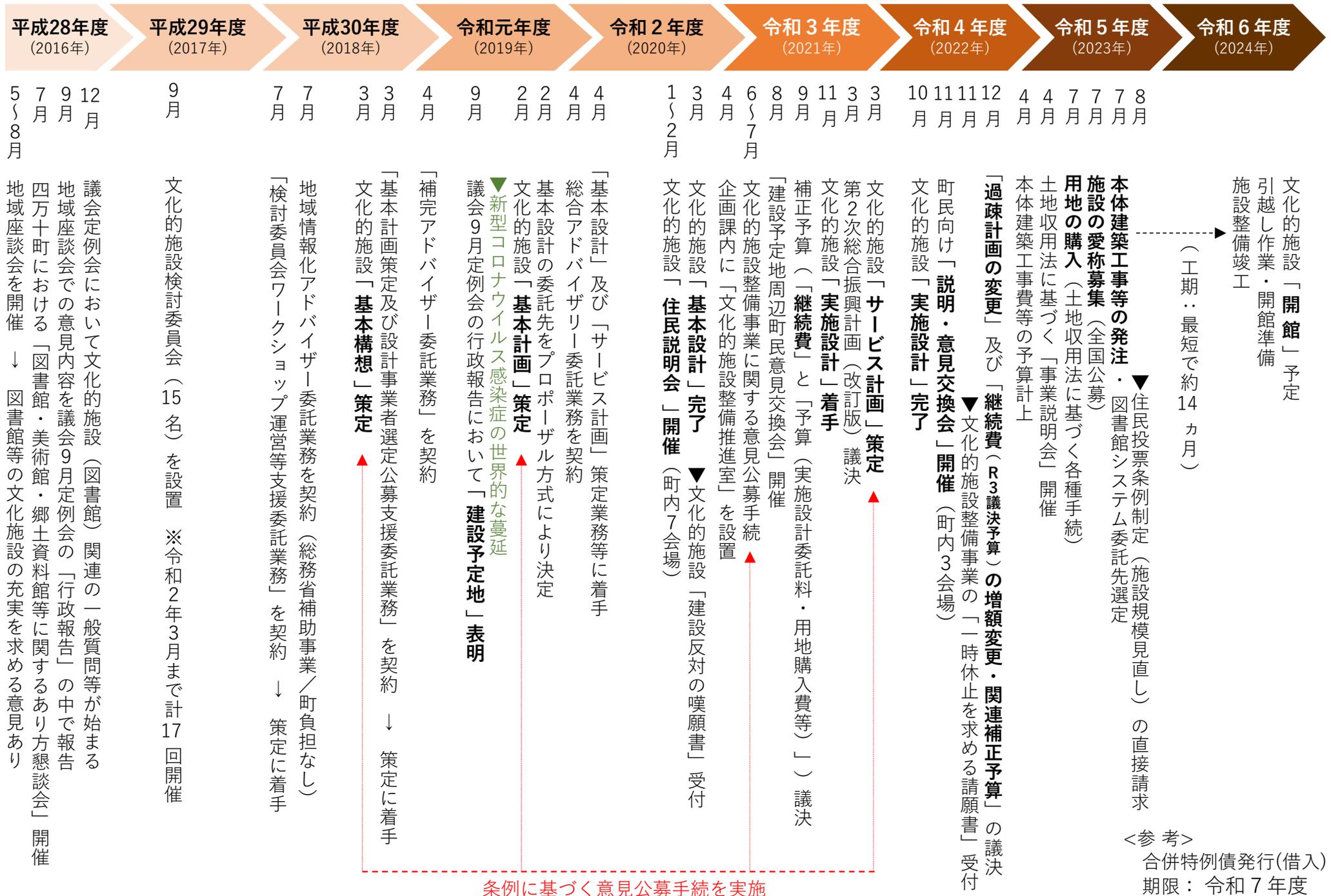
【参考】蔵書冊数については、現状での必要冊数として、将来の目標人口ではなく、現状の人口規模をもとに算定。人口規模に対して望ましいとされている蔵書冊数 (文科省-図書館の在り方検討協力者会議がまとめた報告書において人口規模別に示された自治体あたりの蔵書冊数) を目標に整備 = 書架(本棚)等のスペースを確保

美術館部分や展示機能 など

施設全体で **約2,000㎡**

これまでの経過及び今後の予定（全体）

R05.08.31現在



これまでの経過（議会関係1／2）

※一般質問・各常任委員会を除く

R05.08.31現在

平成28年度 (2016年)				平成29年度 (2017年)		平成30年度 (2018年)			令和元年度 (2019年)				令和2年度 (2020年)				続 く												
9月	9月	12月	3月	9月	3月	6月	9月	9月	1月	3月	3月	6月	9月	9月	12月	2月	2月	3月	3月	3月	4月	9月	12月	1月	2月	3月	3月	3月	4月
<p>平成28年度当初予算に「自由討議」において、図書館の充実等に対する意見あり 議会9月定例会の行政報告において「地域座談会での意見内容」について報告</p> <p>決算認定議案の「自由討議」において、図書館の充実等に対する意見あり 議会9月定例会の行政報告において「地域座談会での意見内容」について報告</p>				<p>平成29年度当初予算に「検討委員会謝金」等を計上 ← 全会一致で議決</p> <p>議会定例会において文化的施設（図書館）関連の一般質問等が始まる</p>		<p>文化的施設検討委員会（15名）を設置 ※令和2年3月まで計17回開催</p> <p>平成30年度当初予算に「基本計画策定委託料」等を計上 ← 全会一致で議決</p>			<p>議会9月定例会において前年度決算を全会一致で認定</p> <p>9月補正予算に「基本構想策定WSアドバイザー委託料」等を計上 ← 全会一致で議決</p> <p>議会6月定例会の行政報告において「検討委員会での取り組み」について報告</p> <p>町議会議員選挙執行（議員定数変更）</p>				<p>令和元年度当初予算に「設計業務委託料」等を計上 ← 議決</p> <p>（予算説明資料に16億8千5百万円余りの総事業費（見込）を提示）</p> <p>3月補正予算で「繰越明許費」を議決</p> <p>12月補正予算に「設計業務委託料の補正」等を計上 ← 全会一致で議決</p> <p>議会9月定例会において前年度決算を全会一致で認定</p> <p>議会9月定例会の行政報告において「建設予定地」を表明</p> <p>議会6月定例会において「JR窪川駅前・町役場（西庁舎）前の再開発を求める要望書」を全会一致で不採択</p> <p>新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延</p>				<p>「基本設計」及び「サービス計画」策定業務等に着手</p> <p>令和2年度当初予算に「総合アドバイザー委託料」等を計上 ← 議決</p> <p>3月補正予算で「繰越明許費」を全会一致で議決</p> <p>議会3月定例会の行政報告において「基本計画の策定（意見公募結果）、基本設計の業者選定、今後のスケジュール」等について報告</p> <p>基本設計の委託先をプロポーザル方式により決定</p> <p>文化的施設「基本計画」策定</p>				<p>企画課内に「文化的施設整備推進室」を設置</p> <p>文化的施設建設反対の「嘆願書」受付</p> <p>令和3年度当初予算に「総合アドバイザー委託料」等を計上 ← 議決</p> <p>議会3月定例会の施政方針・行政報告において「事業の位置付けや前年度の取組内容・令和3年度の補正予算計上予定」等について報告</p> <p>文化的施設「住民説明会」開催（町内7会場）</p> <p>議会12月定例会において前年度決算（基本計画策定委託料等）を全会一致で認定</p> <p>議会9月定例会の行政報告において「基本設計業務の工期延長」等について報告</p>								

これまでの経過（議会関係2／2）

※一般質問・各常任委員会を除く

R05.08.31現在



6月 6月 6月 6月 8月 9月 9月 11月 12月 12月 12月 12月 3月 3月 3月 3月 3月 3月 5月 7月 8月 9月 10月 10月 11月 11月 11月 11月 12月 12月 12月 12月 1月 3月 3月 3月 6月 7月 7月 8月

▼施設規模の見直しを求める「住民投票条例」制定の直接請求
施設の愛称募集開始（全国公募）開始・図書館システム委託先選定
用地の購入・本体建築工事等の発注
 議会全員協議会において「本体建築工事の発注方法」「愛称募集」等について報告

令和5年度当初予算に「**施設本体建築工事費**」等を計上 ← 議決
 3月補正予算で「繰越明許費」「既決予算の精査（減額）」を計上 ← **全会一致**で議決
 議会3月定例会の町長施政方針において「文化的施設に対する考え」について説明
 ▼町議会議員選挙執行
 議会12月定例会において前年度決算（実施設計委託料の前払金等）を**全会一致**で認定
 12月補正予算で、資材価格の高騰等に伴う「**継続費（R3年度議決予算）の増額変更**」及び「**関連補正予算**」を計上 ← 議決
 ※補正予算のうち「継続費の増額」部分の削除に関する修正動議あり

議会に「**過疎計画の変更（文化的施設整備事業の追加）**」議案を提案 ← **全会一致**で議決
 議会12月定例会の行政報告において「資材価格の高騰等に伴う補正（継続費の増額等）予算の計上等」について報告

▼文化的施設整備事業の「一時休止を求める請願書」受付 ※議会にも提出あり
 議会全員協議会において「町民向け説明・意見交換会の結果報告、今後の予算計上予定と広報」等について説明

町民向け「**説明・意見交換会**」開催
 議員宛てに「町民向け説明・意見交換会の開催」について情報提供
 文化的施設「**実施設計**」完了
 議会において「文化的施設整備事業に関する政策討論会」を開催
 議会9月定例会の行政報告において「総事業費等」について報告

議会「**合同常任委員会**」において「**総事業費と今後の方向性**」等について説明
 ▼窪川中学校「**子ども議会（文化的施設に関する模擬議会）**」開催
 町長（3期目）所信表明において「文化的施設に対する考え」等について説明
 文化的施設「**サービスク画**」策定

令和4年度当初予算に「**施設の愛称募集経費**」等を計上 ← 議決
 ※10款「図書館・美術館費」の「移動図書館車購入費」に関する修正動議あり
 議会基本条例に基づき「**第2次総合振興計画（改訂版）後期基本計画**」を**全会一致**で議決
 3月補正予算で「既決予算の精査（減額）」を計上 ← **全会一致**で議決
 議会全員協議会において「事業の進捗状況」について報告

議会3月定例会の行政報告において「事業の進捗状況」について報告
 議会12月定例会において前年度決算（用地測量、基本設計委託料等）を**全会一致**で認定
 12月補正予算で「既決予算の精査（減額）」を計上 ← **全会一致**で議決
 議会全員協議会において「基本設計からの変更点、アンケート結果、意見交換会の状況、サービスク画案」等について説明

議会12月定例会の行政報告において「事業の進捗状況」について報告
 文化的施設「**実施設計**」着手
 9月補正予算で「**継続費**」と「**実施設計委託料・用地購入費**」等を計上 ← 議決
 ※「**実施設計委託料**」「**用地購入・移転補償費**」予算に関する修正動議あり

議会9月定例会の行政報告において「事業の進捗状況」について報告
 議会全員協議会において「サービスク画（素案）の概要、意見公募手続における意見の状況、9月補正予算計上予定の内容及び今後の対応方針」等について説明
 議会において文化的施設整備事業の「見直しを求める陳情書」を受理 ← 不採択
 6月補正予算で「サービスク画意見交換会謝金」を計上 ← **全会一致**で議決
 議会全員協議会において「事業等に対する意見公募手続」の実施について説明
 議会6月定例会の行政報告において「整備事業の状況」を報告

これまでの経過（町民向けの取り組み1 / 3）

R05.08.31現在

平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	続く
5月 7月 9月 12月	9月	7月 7月 7月 8月 9月 9月 10月	3月 3月 4月 5月 7月 8月 9月 11月	1月 2月 2月 4月 4月 6月 8月 9月 10月 11月 11月 11月 11月 1月	1月 1月 3月 3月 3月
<p>議会定例会において文化的施設（図書館）関連の一般質問等が始まる</p> <p>地域座談会での意見内容を議会9月定例会の「行政報告」の中で報告</p> <p>四万十町における「図書館・美術館・郷土資料館等に関するあり方懇談会」開催</p> <p>地域座談会を開催 ↓ 図書館等の文化施設の充実を求める意見あり</p>	<p>文化的施設検討委員会（15名）を設置 ※令和2年3月まで計17回開催</p>	<p>ストーリーづくりワークショップ実施</p> <p>街歩きワークショップ（2回目）実施</p> <p>中高生ワークショップを実施</p> <p>街歩きワークショップ（1回目）実施</p> <p>七夕・ワークショップ（天候不良により中止）</p> <p>地域情報化アドバイザー委託業務を契約（総務省補助事業／町負担なし）</p> <p>「検討委員会ワークショップ運営等支援委託業務」を契約 ↓ 策定に着手</p>	<p>「基本計画策定及び設計事業者選定公募支援委託業務」を契約 ↓ 策定に着手</p> <p>文化的施設「基本構想」策定</p> <p>「補完アドバイザー委託業務」を契約</p> <p>「基本計画策定及び設計事業者選定公募支援委託業務」を契約 ↓ 策定に着手</p> <p>議会9月定例会の行政報告において「建設予定地」表明</p> <p>講演会「『つながる図書館』から『町の未来をこの手でつくる』まで」開催</p> <p>図書館フォーラム（こわいおはなし会・文化的施設を考えるシンポジウム）開催</p> <p>講演会「新しい文化的施設とまちづくり」開催</p> <p>「補完アドバイザー委託業務」を契約</p>	<p>基本設計の委託先をプロポーザル方式により決定</p> <p>文化的施設「基本計画」策定</p> <p>窪川小学校「子ども議会（四万十町の新しい文化的施設の整備について）」開催</p> <p>イベント「米こめフェスタ」ブース出席</p> <p>▼新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延</p> <p>ケーブルテレビ行政放送の放送（まちと教育 後編）</p> <p>ケーブルテレビ行政放送の放送（まちと建築 後編）</p> <p>ケーブルテレビ行政放送の放送（まちと建築 前編）</p> <p>ケーブルテレビ行政放送の放送（まちと教育 前編）</p> <p>ケーブルテレビ行政放送の放送（まちと建築 後編）</p> <p>ワークショップ「四万十町のまちの記憶を探る」（2回目）実施</p> <p>ワークショップ「わたしたちの文化的施設を知る・考える」開催</p> <p>シンポジウム「わたしたちの文化的施設を知る・考える」開催</p> <p>ロボット・プログラミングワークショップ実施</p> <p>ロボット・プログラミングワークショップ実施</p> <p>ケーブルテレビ行政放送の放送（基本設計業者紹介・まちと建築 前編）</p> <p>ワークショップ「四万十町のまちの記憶を探る」（1回目）実施</p> <p>ケーブルテレビ行政放送の放送（基本設計業者の紹介）</p> <p>「基本設計」及び「サービスクラウド」策定業務等に着手</p> <p>総合アドバイザー委託業務を契約</p>	<p>文化的施設「基本設計」完了</p> <p>▼文化的施設「建設反対の嘆願書」受付</p> <p>ケーブルテレビ行政放送の放送（まちと教育 後編）</p> <p>ケーブルテレビ行政放送の放送（町長より文化的施設の説明）</p> <p>文化的施設「住民説明会」開催（町内7会場）</p> <p>区長会において説明及び意見交換実施（町内9会場）</p>

これまでの経過（町民向けの取り組み 3 / 3）

R05.08.31現在

続き

令和5年度
(2023年)

4月 4月 4月 5月 5月 7月 7月 7月 7月 8月 8月

本体建築工事費等の予算計上

土地収用法に基づく「事業説明会」開催

移動図書館車の巡回開始（町内22か所）

イベント「よってこい四万十」へのブース・移動図書館車出展

イベント「しまんとワイワイ広場（十和）」へのブース・移動図書館車出展

用地の購入（土地収用法に基づく各種手続）

イベント「しまんとワイワイ広場（大正）」へのブース・移動図書館車出展

本体建築工事等の発注・図書館システム委託先選定

施設の愛称募集開始（全国公募）

イベント「四万十駄場フェス」の開催

イベント「四万十大正あゆまつり」へのブース・移動図書館車出展

▼住民投票条例（規模見直し）制定の直接請求

【その他の取り組み】

項目	概要	回数等
広報	チラシ「四万十町の新しい文化的施設」の発行【R3.3～】	No.1～No.26
	広報紙「四万十町通信」での連載【R3.11～】	No.1～No.21
	公式HPでの情報公開（各種説明資料、会議録、意見公募など）	—
	SNSによる発信（Facebook、公式LINE）	—
	ケーブルテレビ文字放送による発信	—
関係機関との協議	元文化的施設検討委員会【R3.8～R3.11】	3
	教育委員会【R3.4～】	16
	社会教育委員会【R3.7～】	4
	図書館協議会【R3.5～】（うち1回は美術館運営審議会との合同開催）	11
	美術館運営審議会【R3.6～】（うち1回は図書館協議会との合同開催）	9
	文化財保護審議会【R3.6～】	4
	校長会【R3.4～】	3
	保育所長会【R3.8～】	1
	区長連絡会【R3.4～】	3
	合計	54
各種団体との意見交換	（一社）高知県木材協会/しまんと街おこし応援団/窪川中PTA総会/高知県建築士会四万十支部総会/婚活協議会総会/十和地域（育つ会とおわ等）/十和地域まちづくり推進協議会/十和地域観光推進協議会/十和地区民生児童委員協議会定例会/昭和小地域コーディネーター/障害者連盟役員会/食生活改善推進協議会/大正（田野々）読み聞かせグループ/観光協会理事会/商工会総会/町民有志グループ/文化協会窪川支部/文化協会十和支部/文化的施設建設反対運動実行委員会/歴史を学ぶ会/連合婦人会総会/連合婦人会理事会【R3.4～】	23団体29回

土地収用法に基づく事業認定申請【高知県知事】

■事業認定申請書の作成

- ・第18条第2項第4号の規定に基づく照会（電柱、電信柱の土地を起業地への編入することに関する確認）【四国電力送配電株式会社・西日本電信電話株式会社】
- ・建設予定地周辺に生育する希少種（植物）の確認【高知県林業振興・環境部 自然共生課】
- ・建設予定地における埋蔵文化財としての遺跡の所在可能性の確認【四万十町教育長（高知県歴史文化財課）】
- ・第15条の14の規定に基づく事業説明会の開催

■高知県知事に対し、事業認定を申請

■申請書の公告・縦覧

■高知県による認定

租税特別措置法に係る事前協議【高知税務署】

建設予定地に係る民有地の売買契約【地権者2名】

入札方法に関する協議【内部】

本体新築工事の入札

- 建築主体
- 電気設備
- 機械設備

その他の工事や委託契約等の発注手続

文化的施設情報システム構築に関する情報提供依頼（RFI）

図書館・美術館システムの導入に向けた検討【内部】

図書館情報システムの構築に向けた委託業者の選定（公募型プロポーザル方式）

など

四万十町議会告示第2号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月13日

四万十町議会議長 味 元 和 義

1. 日 時 令和5年9月15日（金）午前9時30分
2. 場 所 四万十町議会議事堂（四万十町役場東庁舎3階）
3. 事件名 四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例について
4. 意見を述べる者 請求代表者1人
5. 意見を述べる時間 15分以内（意見を述べる者の合計時間）

住民投票条例制定の直接請求に係る請求代表者意見陳述（発言要旨）

会議名	令和5年第3回定例議会（3日目）請求代表者による意見陳述・審議・採決
日時	令和5年9月15日（水）9：30～
場所	議場
意見陳述内容	
<p>意見陳述者：濱崎 康子 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要旨については事前配布されているため説明は省略し、町長からの意見書への答弁を行うことで請求の重要性、必要性を理解してもらえと思っている。 ・町長からの意見書は閲覧のみ可能であり、持ち出しを禁止されている。CATV を見ている方で時間の許す方は議会に来て、見て考えてほしい。 ・まず、理解してほしいのは、私たちは決して文化的施設の建設反対している訳ではない。<u>図書館・美術館は老朽化が進み、建て替えが必要なことは十分に理解している。必要性を十分にわかっているからこそ、少子化に歯止めがかからない状況下で、現在の規模は決して適切ではない</u>の思いから請求を上げた。 ・意見書には具体的な方法や代替案が提示されていないとあった。<u>あくまでも個人的な意見として理解していただきたいが、規模としては現在の計画の半分、もしくは1/3でも十分ではないか</u>と思っている。これはあくまでも個人的でしかないので、町民の民意を伝えるためにこの請求を行った。 ・私たちはこれまで、嘆願書、陳情書、請願書という形で町民の民意を伝えようとしてきたが、検討してもらえないことはなく、町長からは「急ハンドルは切れない」という返答のみで、今になって「代替案がない」と言われても聞いてもらえなかった虚しさが残るばかりである。 ・署名活動をする中で最も多く聞こえてきた声が「大きすぎる、もっと優先的にお金を使うべきところがたくさんあるのではないか」というものだった。図書館・美術館の建て替えの必要性を感じている方々はたくさんいたが、その方々も規模については「大きすぎる」と感じていた。 ・令和4年11月に3,600筆あまりの署名とともに提出した請願書、同時に行った役場アンケートでも総事業費が大きいと感じている職員が7割程となっていた。これらを鑑みれば規模を見直す必要性は理解いただけたはずである。 ・当初から見直しを望む町民の意見に少しでも耳を傾けていたら、代替案もおのずと出てきていたのではないか。 ・今回の住民投票は規模の見直しを求めない方々の意見も反映されるはずである。そのため、住民投票の実施に反対する理由は無いと考えている。 ・意見書には施設規模について「人口減少も加味して算出した」と書いてあるが、現在の2,000㎡ありきで進んできたとしか思えない。現在規模でのランニングコストについても過小評価しているように感じる。 ・近い将来、人口半減していくことは明らかであり、それはつまり一人当たりの負担が倍増することを意味しているのに本当に現在の規模がしっかり考えられて算出されたものとは到底思えない。 	

- ・意見書には、「議会で議決され、可能な限り情報共有に努めてきた」とあったが、この部分も疑念を抱いている。議決について、町民に選ばれ町民の代弁者であるべき議員と選んだ町民の民意との間に乖離を感じざるを得ない。それを如実に表しているのが今年の春に行われた議員による地域への聞き取り調査である。
- ・窪川地区を回った議員は、文化的施設に関する町民の声を直接聞いたはずである。その結果はどう反映されたのか。署名活動をする中でも町民から多くの議員への不信感を耳にし、町行政への諦めの声もたくさん聞いた。「何を言っても届かないよね」「どうせ勝手にするんだよね」といったことを言われる町民が本当に多かった。
- ・意見書には「住民投票は町政に大きな混乱を招き、多大な損失を招く」とあったが、役場職員へのアンケートを行ったのも町行政への不透明さの表れであり、施設規模に対する意見を職員であるがために伝えられない現状、町民の行政離れこそ今後の町行政に大きな混乱を招き、多大な損失を招くと思う。
- ・「町民への可能な限りの情報共有」とあったが、多くの町民は膨大な予算が決まった後にその事実を知り、なんとか民意を伝えたいと思い、嘆願書、陳情書、請願書の提出を行ってきた。嘆願書、陳情書の際には、「急ハンドルは切れない」と言われ、心が折れそうになりながらも、もう一度奮起し、3,600名もの方々にご協力いただき、請願書を提出したにも関わらず、町民には知りえるはずもない議会のルールで取り上げてもらえなかった。
- ・請願書を提出してしばらく経った後、町長から「3,600名の署名を無視するつもりではなかった、ルール上の問題で取り上げられなかった事情を理解してほしい」といった話があった。それを聞いて、町長は本当は町民の民意を理解してくれて、寄り添おうとしていたが、ルール上無理だったのではないかと私は少し希望を持った。それを受けて私達代表者5名は町民の権利である直接請求へ踏み切る決心をした。
- ・町民一人ひとりの血税、コロナにも負けず頑張って働いて納めている税金を正しく使ってほしい。少子化に歯止めがかからず、一人当たりの負担が増えていくことが明確な中、子ども達の明るい未来をもっと真剣に考えてほしい。町民は黙って税金を納めていれば良いわけではないはずである。誰のための施設を誰が作り、誰が維持していくのかをもう一度考えてほしい。町民の皆様にも考えてもらいたい。一人ひとりがまちづくりに欠かせない大切な存在であること。皆様のおかげでまちづくりができていくこと。だからこそもっともっと積極的に町行政に参加して、明るい未来のあるまちづくりをしていくべきだということ。
- ・議員へ、今回の住民投票は見直しを求めない方々の意見も反映されるはずである。町民の権利を奪わないでほしい。
- ・町長へ、私達が必死で働き、納める税金の重さを感じ、正しく使ってほしい。
- ・住民投票を行う運びとなった場合は、有効投票数だけで判断するのではなく、投票に向かう一人ひとりの気持ちをぜひ考えてほしい。町民一人ひとりが安心してついていける町のトップとして、正しい判断をしてほしい。私は町長を信じている。

以上

四万十町議会議長 味元 和義 様

四万十町長 中尾 博憲

再議請求について

令和5年第3回四万十町議会定例会において、9月15日に議決された「四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例」については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第1項の規定に基づき再議されるよう請求します。

記

1. 理由

今般、本定例議会に提案された住民投票条例は、間接民主制を補完する制度として、実質的には議会の意思決定に住民意思を反映させるために行うことを目的としており、直接請求制度は住民が地方自治を考える上で大切な制度であると考えています。

したがって、投票の実施によって条例の目的が達成されることが重要であり、条例の内容に対する的確かつ冷静な判断が必要と考えますが、町民の皆様からの請求を尊重しようとする余り、肝心の条例の中身についての議論や整理が、不十分と言わざるを得ません。

今回直接請求のあった住民投票条例ですが、意見書でも述べたとおり、このまま住民投票を実施したとしても、条例で求めようとしている「町民の意思を明らかにすることや、投票の「結果を尊重する」といった、条例本来の目的を達成することができないものと考えます。その主な理由は、次のとおりです。

- (1) 直接請求により提出された住民投票条例の不備（施設規模の見直しの代替案など）
- (2) 計画の策定や、必要な予算・計画等に対する議決といった経過・タイミングが考慮されていない

以上のことから改めて、今回示された住民投票条例の内容や、このタイミングにおいて住民投票を実施することは、期待した結果を得られ難いばかりか、町政に大きな混乱を招くと同時に、様々な面において多大な損失に繋がり兼ねないことから、再議に付すものです。

四万十町告示第119号

令和5年8月30日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例制定の請求について、同条第3項の規定に基づき令和5年第3回四万十町議会定例会に付議した結果、令和5年9月15日に審議が行われ可決されたが、議決について異議があり、同法第176条第1項の規定により理由を示して再議に付した。その結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月22日

四万十町長 中尾 博憲

1 提出議案

議案第45号 四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例再議の件

2 議決年月日

令和5年9月22日

3 審議の結果

否決

発議第2号

令和5年9月22日

四万十町議会議長 味元 和義 様

提出者 四万十町議会議員

古谷 幹夫

賛成者 四万十町議会議員

堀 本 伸一

中尾町長に対する問責決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

今般中尾町長より、四万十町議会議長宛に提出された再議請求は、首長の権限とはいえ、議会の議決の否定という二元代表制の根幹及び住民の権利である直接請求権の否定に繋がる恐れを懸念せざるを得ない。

以上の理由により別紙問責決議案を提案する。

中尾町長に対する問責決議（案）

今般中尾町長より議会に提出された、令和5年第3回四万十町議会定例会において、9月15日に議決された「四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例」についての再議請求は、二元代表制の根幹とも言うべき議会の議決の否定及び住民の権利である直接請求権の否定に繋がること懸念される。

9月15日議決された「四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例」を直接請求するに至った経過について請求書の要旨には次のように明記している。

一連の経過を振り返った時、特に基本計画が策定されてから基本設計に至るまでの間に本事業が住民に対して十分な説明がなされ、住民の意向を把握した上で、進めてきたと言えるのかということへの強い不満の念。

文化的施設を利用するのは我々住民であること、また、町の人口ビジョンでも想定されている将来人口の大幅な減少を考えたときに、本事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を確認するために住民投票を実施することは必須の課題であると同時に、四万十町まちづくり基本条例の基本理念にも合致するものと考え

る。

以上の点を真摯に受け止めた上で議会で議決された住民投票条例事案を再議に付し、特別議決（3分の2以上の議決を要する）に委ねたことは、「町民は、自治の主役であり、主権は町民にある」とするまちづくり基本条例の最重要基本理念に背くものと言わざるを得ない。

住民の権利である直接請求による住民投票条例を再議により結果的に廃案にし、向こう40～50年先まで住民が利用することとなる施設規模の是非を問う機会を奪ったまま文化的施設整備事業を進めて行こうとする町長の姿勢は、町政に混乱を招くことが必至であり、中尾町長の責任は甚大なものとなる。

よって、四万十町議会は、中尾町長に対して、猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和5年9月22日

四万十町議会

令和5年第3回四万十町議会定例会（第10日目/R05.09.22）／請負契約議案／賛否討論（メモ）

文化的施設新築工事（建築主体・機械設備）請負契約に関する討論	
賛 成 討 論	<p>緒方議員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下元議員が述べられたように、地方公共団体の発注工事に係る請負契約の締結については、最終判断は議会に委ねられてはいるものの、法令に基づいた適正な手続きを経て落札者が決まっている以上、それを否定するには合理的な理由はないと判断する。 ・議会による請負契約の可否に関する判断については、利害関係者や住民の思いといった感情的な要素は排除されるべきで、法令の主旨に照らした客観的な判断が求められるべきである。 ・議案の提出者からは、先ほどの質疑において何の瑕疵もないという説明があったので、賛成すべきであると判断する。 ・よって請負締結議案については賛成する。 ・議員の皆様においても賛同をよろしく願います。
	<p>下元議員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の契約案件について、大変悩み多い判断ではあるが、反対の立場で考えを述べる。 ・これまで契約に関する判断は次のように学んできたし、その観点で判断してきた。それは、「地方公共団体の発注工事に係る請負契約の締結について、最終判断権者は議会であるものの、法令に基づいた適正な手続きを経て落札者が決まっている以上、それを否定するには合理的な理由が求められる。また、議会による契約締結の可否判断に際しては利害関係者や住民の思いといった感情的な要素は排除して、法令の主旨に照らした客観的な判断が求められる」。 ・しかし、今回の私の判断の基準は、上で述べたような判断の観点は当然として、以下のような裁判の控訴審判旨の視点で判断することとした。 ・それは、地方公共団体の施策としての「当否の観点」、わかりやすく言い換えると、今の状況・条件に合っているかどうか、妥当かどうかという観点を踏まえて判断すべきであり、そうしたことからその性質上、広範な裁量権を有するもの、とする控訴審判旨を根拠として判断することとした。 ・以下の3つの視点をもって反対の判断の根拠とした。 <ul style="list-style-type: none"> ①6年間に渡って議論されてきた中で、社会では大変革があったということである。新型コロナウイルス、ロシアウクライナ戦争によって世の中は大きく変化。国民・町民の生活も大きな打撃を受けている中、他自治体や民間では、様々な案件の規模の見直しや中止の判断が報道されてきたように、社会の変化に応じて柔軟に対応すべきだと考える。行政側の対応はこれまで手順を踏んで進めており、急ハンドルは切れないということだが、硬直的にならず、柔軟に社会の大変革を受け入れるべきと考える。 ②必要最低限としている根拠について。住民から請求のあった条例案の議論でも、施設規模の根拠を改めて振り返ることができた。また、蔵書数に対する議論の中でもその根拠とするところは同じであった。人口規模15,000人程度と同規模自治体における住民1人当たりの図書貸出数の多い上位10%をもとにして作られた資料が、今回の施設規模や蔵書規模の根拠となったことがはっきりしたということである。その考え方は、現実の必要規模ではなく、図書貸出数の多い上位10%の統計資料を目標にした必要最低限ということがはっきりしたということである。 ③ここまで計画や設計等に使った2億円をどう考えるかということである。新たに規模縮小の設計をすると、また大きなお金がかかると指摘もされた。しかし、新たに例えば1億円かけて規模縮小の設計や諸々をやり直しても、最初の予算規模の10億円に限りなく近づけることができるなら、資材高騰分の8億円の追加予算を削ることができる。この8億円は単に建設費総額が変わるだけでなく、公共施設のライフサイクルコスト、計画・設計・施行・維持管理・解体までの生涯にかかる総額に大きく関係してくるということである。建設費の約4～5倍の費用がかかると考えられているライフサイクルコストの視点で、資材高騰分の8億円を抑えられる計画に変更できると、生涯にかかる費用は32～40億円も圧縮できるということである。 <p>以上の視点から、大変悩む契約案件の判断ではあったが、行政側にこそ今の社会状況や条件に合っているかという観点が必要だったという視点で、私の反対の立場での討論とさせていただきます。</p>
反 対 討 論	

【採決結果】

賛成6票（橋本議員、中野議員、林議員、山本議員、緒方議員、中屋議員）

反対9票（水間議員、堀本議員、武田議員、村井議員、田邊議員、伴ノ内議員、佐竹議員、古谷議員、下元議員）

令和5年第3回(9月)議会定例会振り返り(審議経過等まとめ)

R05.10.10 企画課文化的施設整備推進室

- I. 一般質問
II. 議案審議
- ▶ 文化的施設関連全般(関連議案等を以下のとおり一括して整理・記録)

① 09.13(水)[第1日目]

① 「提案理由」及び「直接請求/住民投票条例制定議案に対する意見書の概要」説明

※議案に付した意見書とあわせて、議案説明資料として「意見書別紙」を提出済

- (1) 議案第45号 四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例について
- (2) 議案第48号 四万十町文化的施設新築工事(建築主体)請負契約の締結について
- (3) 議案第49号 四万十町文化的施設新築工事(機械設備)請負契約の締結について

② 09.15(金)[第3日目] ※傍聴者多数

① 直接請求代表者による意見陳述(議場/代表者1名:濱崎康子氏/15分以内)

② 議案第45号 議案審議

- (1) 質疑(質問順) … 緒方議員、武田議員(副町長による反問権)、古谷議員、中屋議員、堀本議員、山本議員、下元議員、村井議員、田辺議員、橋本議員
- (2) 自由討議 …… 議席順(1人3分程度を目安)に議長を除く全議員が発言
- (3) 討論 …… [原案に反対者] 中屋議員、中野議員
[原案に賛成者] 古谷議員、武田議員
- (4) 採決 …… 起立多数(賛成者9名)により原案のとおり可決
[賛成者] 水間議員、堀本議員、武田議員、村井議員、田邊議員、伴ノ内議員、佐竹議員、古谷議員、下元議員

③ 09.20(水)~21(木)[第8~9日目]

① 一般質問

- (1) 下元議員 … ▶ 今後の文化的施設について(前回の続き)
 - ・ 図書購入費と蔵書数の今後の考え方(味元・大元)
 - ・ 移動図書館とサテライト図書館の今後の考え方(味元・大元)
 - ・ 予測している維持管理費に変化はないか(大元)▶ 公共施設の管理計画について[関連質問]
 - ・ 公共施設等総合管理計画の背景と目的(池上)
 - ・ 建築系試施設とインフラ資産の更新の考え方(池上)
 - ・ ライフサイクルコストの考え方▶ 行政事業の撤退戦略について
 - ・ 事業撤退を考えるための要件

- (2) 田邊議員 … ▶住民の直接請求への見解を問う
 ・町の意見書の内容について（町長）
 [再議権行使の考えや、条例可決を受けての心境など]
- (3) 橋本議員 … ▶十和地域の学校教育について
 ・学校図書室と図書館十和分館（仮称）の併設の可能性と考え方（長森）
 [併設の可能性]

④ 09.21（木）… 再議請求

- (1) 議会終了後、臨時庁議を開催（本庁東庁舎 1F 多目的大ホール）
 (2) 町長から再議請求の提出について、経過及び理由等を説明
 (3) 9月15日に議決された「文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例」について、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、その理由を付して再議を請求。

⑤ 09.22（金）[第10日目／最終日] ※傍聴者多数

① 議案第45号 再議

- (1) 提案理由説明 …… 再議の請求理由を説明
 (2) 質 疑（質問順）… 村井議員（町長による反問権）、田邊議員、武田議員、下元議員、堀本議員、橋本議員、古谷議員
 (3) 討 論 …… [原案に反対者] 橋本議員、林議員、緒方議員
 [原案に賛成者] 武田議員、下元議員、古谷議員
 (4) 再議採決 …… 起立(賛成)者が3分の2に達しなかったため否決 = 条例廃案
 ※先(9/15)の議決のとおり決定することは否決
 [賛成者] 水間議員、堀本議員、武田議員、村井議員、田邊議員、伴ノ内議員、佐竹議員、古谷議員、下元議員の計9名
 ▶再議の議決要件 … 先(9/15)の議決のとおり決定するためには、地方自治法第176条第3項の規定により、議長を含む出席議員の3分の2(11名)以上の者の同意が必要。

② 発議第2号 町長に対する問責決議

- (1) 提案理由説明 …… 再議請求に対する問責[提出者:古谷議員、賛成者:堀本議員]
 (2) 質 疑 …… なし
 (3) 討 論 …… なし
 (4) 採 決 …… 起立多数(賛成者9名)により原案のとおり可決
 [賛成者] 水間議員、堀本議員、武田議員、村井議員、田邊議員、伴ノ内議員、佐竹議員、古谷議員、下元議員

- ③ 議案第 48～49 号 議案審議（建築主体・機械設備）※電気設備は 8/24 の入札で不落
- (1) 質 疑（質問順）… 緒方議員（入札手続の適正・違法性等の確認）
- (2) 討 論 …………… 【議案第 48 号】 [原案に反対者] 下元議員
[原案に賛成者] 緒方議員
【議案第 49 号】 なし
- (3) 採 決 …………… 【議案第 48 号】 起立少数（賛成者 6 名）により原案を否決
【議案第 49 号】 起立少数（賛成者 6 名）により原案を否決
[賛成者／共通] 橋本議員、中野議員、林議員、山本議員、緒方議員、中屋議員
- ④ 認定第 1 号「令和 4 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定」議案審議
- (1) 質 疑（質問順）… 文化的施設関連 → 質疑なし

以上